6-2. ケ-ス2 (陸路避難、海路避難、空路避難) における対応

<ケース2における基本的な考え方>

【適用条件】

以下の全ての条件に該当する場合に適用。

- ・放射性物質放出まで時間的猶予がある場合
- ・国道197号の一部が使用不可な場合
- ・港湾が使用可能であり、船舶の利用ができる場合

【避難方法】

- ・陸路による避難が実施できる地域は、自家用車・バス等による陸路避難を実施。
- ・陸路による避難が実施できない地域は、船舶による海路避難を実施。
- ヘリコプターによる避難が可能な場合は、空路避難を併用。

(ケ-ス2) 陸路避難、海路避難等を実施する場合



- ▶ 放射性物質放出まで時間的猶予があり、国道197号の一部が使用不可であるが、港湾が使用可能であり船舶が利用できる場合は、陸路と海路による避難を実施。また、ヘリコプターによる避難が可能な場合には、県等のヘリコプターによる空路避難を併用。
- 一時集結所から大分県等への海路避難は、愛媛県手配の船舶により実施。
- ▶ なお、一時集結所には、放射性物質の放出に備え、四国電力が放射性物質除去フィルター付きクリーンエアドームを配備。

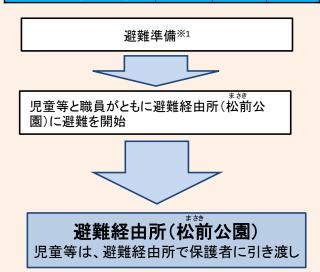


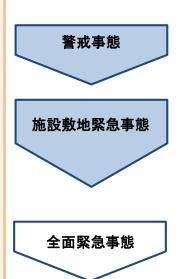
(ケ-ス2) 瀬戸地域の学校・保育所の陸路避難



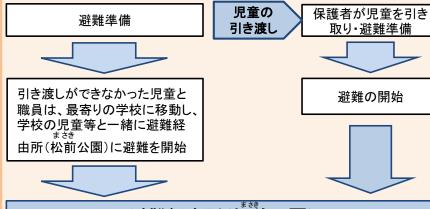
- 瀬戸地域の3つの小中学校の児童等(約90人)は、警戒事態になった場合、避難準備を開始し、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに避難経由所(松前公園)に移動後、保護者に引き渡す。
- 瀬戸地域の2つの保育所の児童(約30人)は、警戒事態になった時点で保育を中止し、保護者へ引き渡す。保護者への引き渡しができなかった児童は、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに最寄りの学校に移動のうえ、学校の児童等と一緒に避難経由所(松前公園)に避難し、保護者に引き渡す。
- ▶ 全ての学校・保育所において個別避難計画を策定済。

学校				
学校名	人数			
	児童等	職員	合計	
三机(チナウくネ)小学校	32人	9人	41人	
大久⒀叭学校	27人	8人	35人	
瀬戸セセン中学校	31人	11人	42人	
合 計 (3施設)	90人	28人	118人	





保育所					
保育所名	人数				
	児童	職員	合計		
三机(みつくえ)保育所	12人	5人	17人		
大久ι៵៵៶保育所	14人	7人	21人		
合 計 (2施設)	26人	12人	38人		



避難経由所(松前公園)

保護者への引き渡しができなかった児童は、避難経由所で保護者に引き渡し

- ※1 学校に保護者が児童等の迎えに来た場合は、引き渡しを実施
- ※2 児童等の人数については、平成30年11月1日現在

(ケース2) 三崎地域の学校・保育所の海路避難



- > 三崎地域の3つの小中学校及び高等学校の児童等(約190人)は、警戒事態になった場合、避難準備を開始し、 施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに一時集結所(三崎総合体育館)に移動。
- > 三崎地域の保育所の児童(約30人)は、警戒事態になった時点で保育を中止し、保護者へ引き渡す。保護者への引き渡しができなかった児童は、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに最寄りの学校に移動のうえ、学校の児童等と一緒に一時集結所(三崎総合体育館)に移動。
- ▶ 船舶の準備が整い次第、三崎港に移動し、海路及び陸路により避難経由所(松前公園)に移動後、保護者へ引き渡す。

学校				
学校名	人数			
	児童等	職員	合計	
三崎(Att)小学校	51人	15人	66人	
三崎(みさき)中学校	30人	13人	43人	
三崎⑷ఈ高等学校	111人	28人	139人	
合 計 (3施設)	192人	56人	248人	

游難準備※1

児童等と職員がともに一時集結所(三崎総合体育館)に移動し、船舶の準備が整い次第、三崎港から海路及び陸路による避難を開始

避難経由所(松前公園)

児童等は、避難経由所で保護者に引き渡し

警戒事態

施設敷地緊急事態

全面緊急事態

 保育所

 保育所名
 人数

 児童
 職員
 合計

 三崎(みさき)保育所
 34人
 9人
 43人

 合計(1施設)
 34人
 9人
 43人

避難準備

引き渡しができなかった児童と 職員は、最寄りの学校に移動。

児童の 引き渡し 保護者が児童を引 き取り・避難準備

.

一時集結所(三崎総合体育館)に移動し、船舶の準備が整い次第、三崎 港から海路及び陸路による避難を開始

± **

避難経由所(松前公園)

保護者への引き渡しができなかった児童は、避難経由所で保護者に引き渡し

- ※1 学校に保護者が児童等の迎えに来た場合は、引き渡しを実施
- ※2 児童等の人数については、平成30年11月1日現在

(ケース2) 学校・保育所の避難先・避難ルート



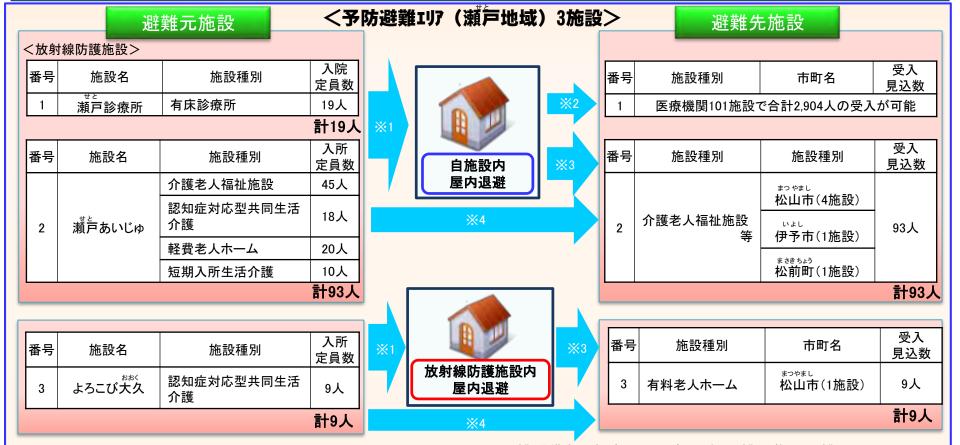
- ▶ 国道197号が瀬戸地域と三崎地域の境界で通行不可となった場合、瀬戸地域の学校及び保育所(引き渡しができなかった児童)の児童等については、施設敷地緊急事態において、陸路により避難経由所(松前公園)に移動し、保護者への引き渡しを実施。
- ▶ 三崎地域の学校及び保育所(引き渡しができなかった児童)の児童等については、施設敷地緊急事態において、海路及び陸路により避難経由所(松前公園)に移動し、保護者への引き渡しを実施。



(ケ-ス2) 瀬戸地域の医療機関及び社会福祉施設の陸路避難



- > 瀬戸地域の医療機関及び社会福祉施設(3施設約121人)について、個別避難計画を策定済であり、UPZ外の施設において、避難先を確保。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護施設において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。その他の入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- ▶ 予防避難エリアの医療機関については、愛媛県の緊急被ばく医療アト・バイサーや災害医療コーディネータの助言を受け、愛媛県が避難先を調整。
- ▶ 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、愛媛県が受入先を調整。



- ※1 輸送等の避難準備が完了するまでは放射線防護施設内で屋内退避
- ※2 愛媛県の緊急被ばく医療アドバイサーや災害医療コーディネータの助言を受け、 愛媛県が避難先を調整し、避難準備完了後に避難
- ※3 避難準備完了後、あらかじめ定められた避難先施設へ避難
- ※4 健康リスクが高まらない者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難

(ケース2) 三崎地域の社会福祉施設の海路避難

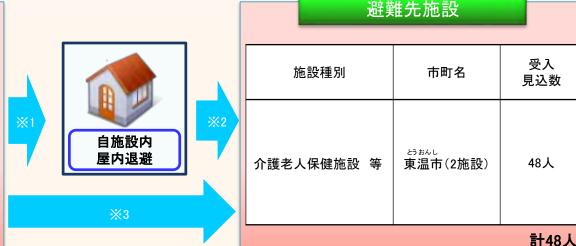


- みさ
- ➤ 三崎地域の社会福祉施設(1施設約50人)について、個別避難計画を策定済であり、UPZ外の施設において、避難 先を確保。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護施設において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。その他の入所者等は、船舶の準備が整い次第、三崎港から、海路及び陸路により愛媛県内のあらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- ▶ 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、愛媛県が受入先を調整。

<予防避難Iリア(三崎地域)1施設>

避難元施設				
番号	施設名	施設種別	入所 定員数	
1	^{みさき} 1 三崎つわぶき荘	地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護	29人	
	認知症対応型共同生活介護	18人		
計47人				

※1 船舶を含む輸送手段等の避難準備が完了するまでは 放射線防護施設内で屋内退避



- ※2 避難準備完了後、三崎港に移動のうえ、海路及び陸路により愛媛県内のあらかじめ定められた避難先施設へ避難
- ※3 健康リスクが高まらない者等は、船舶を含む輸送手段等の避 難準備完了後、三崎港に移動のうえ、海路及び陸路により 愛媛県内のあらかじめ定められた避難先施設へ避難